



## 下水オフセット

|                              | 号棟 | 号棟 | 号棟 | 号棟 |
|------------------------------|----|----|----|----|
| 下流側マンホールから<br>取付支管接続点までの距離   | m  | m  | m  | m  |
| 最も近い取付支管接続点<br>からの離れ（芯～芯間）   | m  | m  | m  | m  |
| 最も近いマンホールからの<br>離れ（人孔芯～削孔芯間） | m  | m  | m  | m  |

### 【計画図の作成】

- 1 おおよその設置位置を表示する。（例 ブロック塀から○m）
- 2 公共汚水柵の深さ、柵口径を表示する。（標準深さ0.85m、標準柵口径0.15m）
- 3 汚水本管位置を表示する。
- 4 給水管取だし工事がある場合は、その取だし位置を表示する。
- 5 下流側マンホールから取付支管接続点までの、距離を表示する。  
（公共下水道台帳図にも表示する。）
- 6 最も近い取付支管接続点からの離れ（芯～芯間）は1.2m以上とする。  
当該管渠に他の取付支管(計画を含む)が存在しない場合は、「他の取付支管なし」と記入する。
- 7 マンホールからの離れ（人孔芯～削孔芯間）は、1.61m以上（1号人孔の場合）とする。
- 8 マンホールに直接接続する場合は、「人孔接続」と記入する。

※ 当該申請は、以下に示す項目の承諾を必要とし、当該承諾の申請を以って承諾と見なす。

### 【承諾項目】

- 1 公共汚水柵（取付け管）は、新座市が管理するものとする。
- 2 公共汚水柵（取付け管）を私有地内に設置するにあたり、無償で土地を提供することの承諾。
- 3 公共汚水柵の上には、維持管理上支障となる施設及び工作物等を設置しない。
- 4 土地利用形態の変更等により、公共汚水柵（取付け管）の移設が必要となった場合は、新座市と協議の上、移設に関する費用及び施工は、原因者負担とする。
- 5 当該申請に伴う土地及び建築物等に関する権利（所有権等）の異動があった場合、新権利者へ当該承諾項目の継承。